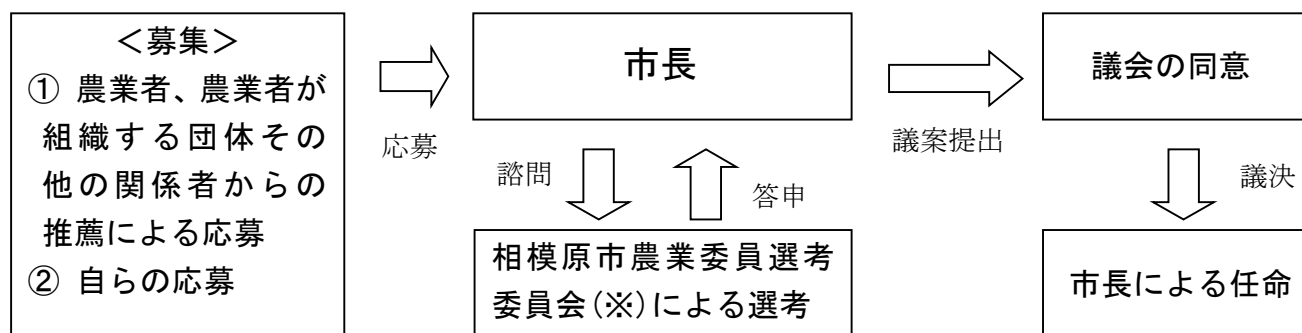


相模原市農業委員会の委員 募集案内

本市では、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）に基づき、農地等の利用の最適化の推進などを職務とする農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）を募集します。

農業委員の募集から任命までの流れ



※農業委員として任命すべき者の選考について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する市の附属機関のこと

農業委員としての要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の業務）に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

農業委員の主な業務

○月2回程度の会議や月4回程度の現場活動など

- ・農業委員会の総会（毎月開催）で、農地の権利移動の許可等に関する審議及び決定
- ・審議に関連した現場調査
- ・農地利用最適化推進委員と連携した現場活動 など

募集人数

19人

なお、農業委員の構成については、次のとおり、法で規定されています。応募要件ではありませんが、選考において考慮される可能性があります。

- 1 認定農業者(※)が農業委員19人の過半を占めること
- 2 中立的な立場で公正な判断をすることができる者として、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が1人以上であること

※認定農業者・・・農業経営基盤強化促進法第 12 条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営に向け、5 年後の経営改善目標を記載した計画を提出した者で、その計画について市等の認定を受けた農業者のこと

選考方法

相模原市農業委員選考委員会（市の附属機関）において、書類審査及び面接による選考を行います。なお、面接は 1 1 月中～下旬に 1 回 1 0 分程度を予定しています。

詳細につきましては、募集期間終了後、応募者及び推薦を受けた者（以下「応募者等」という。）に文書でお知らせします。

身分・報酬額・任期

身分	相模原市非常勤特別職職員
報酬額	月額 45,100 円
任期	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

募集期間

令和 6 年 1 0 月 1 日（火）～1 0 月 3 1 日（木）【**必着**】

申込方法

- 1 所定の「農業委員申込書」及び「誓約書兼同意書」に記入（推薦者は押印も）し、応募者又は推薦を受ける者の顔写真（3.5 c m×2.5 c m、正面、上半身、脱帽、提出前 3 ヶ月以内に撮影のもの）を貼付の上、次のとおり提出してください。

提出方法	提出場所又は宛先
郵送	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所 農政課 宛
直接持参	・農政課 上記住所の市役所本館 5 階 ・農政課津久井班 相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 2 階 ※受付時間：平日の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 0 0 分

- 2 募集案内及び申込書は次の場所で配布します。

- 農政課
- 農政課津久井班
- 農業委員会事務局
- 農業委員会事務局津久井事務所
- 各行政資料コーナー
- 各まちづくりセンター（橋本・中央 6 地区・大野南まちづくりセンターを除く）
- 各公民館
- 相模原市農協の各支店
- 神奈川つくい農協の各支店

なお、募集案内及び申込書の配布は、平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分となります。ただし、公民館及び農協については異なりますのでご注意ください。

- 3 募集案内及び申込書は市ホームページからダウンロードすることもできます。

（裏面へ続きます）

注意事項

- 1 提出された申込書は、返却しません。
- 2 推薦又は応募、面接等に係る経費は、全て応募者等の負担となります。
- 3 選考結果は、令和7年1月までに、応募者等に文書でお知らせします。

応募者等に関する情報の公表

法の規定により、募集期間中（10月中旬）・募集期間終了後（11月上旬）の2回、応募者等に関する次の情報について市ホームページで公表します。

- 1 推薦をする者（個人）については、「氏名」、「職業」、「年齢」及び「性別」
- 2 推薦をする者（法人又は団体）については、「名称」、「目的」、「代表者又は管理人の氏名」、「構成員の数」、「構成員たる資格」及び「その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項」
- 3 応募者等については、「氏名」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」、「農業経営の状況」及び「認定農業者であるか否かの別」
- 4 「推薦の理由」又は「応募の理由」
- 5 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことに対する誓約及び神奈川県警察本部その他の関係機関に照会することに対する同意の有無
- 6 農地法(昭和27年法律第229号)等農業に関する法令違反の確認に対する同意の有無
- 7 農業経営の状況の確認に対する同意の有無

担 当	相模原市 環境経済局 農政課
住 所	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15
電 話	042-769-9233（直通）